

II 【第81号議案】

公立大学法人神戸市外国語大学定款の一部の変更の件

公立大学法人神戸市外国語大学定款の一部を次のように変更する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市外国語大学定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(役員)</p> <p>第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長 <u>2人以内</u>、理事6人以内及び監事2人を置く。</p> <p>(役員職務及び権限)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を<u>掌理する。</u></p> <p><u>3 副理事長は、理事長があらかじめ</u> <u>指定した順序により、理事長に事故</u></p>	<p>(役員)</p> <p>第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長 <u>1人</u>、理事6人以内及び監事2人を置く。</p> <p>(役員職務及び権限)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を<u>掌理し、</u> <u>理事長に事故があるときはその職務</u> <u>を代理し、理事長が欠員のときはそ</u> <u>の職務を行う。</u></p>

があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 [略]

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6、7 [略]

(理事長の任命)

第10条 理事長は、市長が任命する。

3 [略]

4 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

5、6 [略]

(理事長の任命)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、市長が行う。

2 理事長は、神戸市外国語大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、理事長を選考するため法人に設置される機関（以下「選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 選考会議は、次に掲げる者各3人により構成する。

(1) 第16条第1項に規定する経営協議会の委員の中から当該経営協議会において選出された者

(2) 第19条第1項に規定する教育研究評議会の委員の中から当該教育研究評議会において選出された者

(学長の任命)

第10条の2 神戸市外国語大学の学長

(以下「学長」という。)は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長の選考を行うため、神戸市外国語大学に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命し、次条の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

4 選考会議は、次に掲げる者各3人により構成する。

(1) 第16条第1項に規定する経営協議会の委員の中から当該経営協議会において選出された者

(2) 第19条第1項に規定する教育研究評議会の委員の中から当該教育研究評議会において選出された者

5 選考会議に議長を置き、委員の互

選により選任する。

6 議長は、選考会議を主宰する。

7 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

選により選任する。

6 議長は、選考会議を主宰する。

7 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(役員任期)

第12条 理事長の任期は、4年とする。

2 学長でない副理事長及び理事の任期は、2年とする。ただし、その任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3、4 [略]

(役員任期)

第12条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、その任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3、4 [略]

#### 附 則

(施行期日)

1 変更後の定款は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 変更後の定款第10条の2の規定にかかわらず、定款変更後の最初の学長は、変更後の定款の施行の日の前日に変更前の定款第10条第2項に規定する学長である者を理事長が任命する。

3 前項の規定により任命される学長の任期は、令和7年3月末日までとし、再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

4 変更後の定款の施行の際現に変更前の定款第11条第1項に規定する副理事長

(変更後の定款第10条の2第3項の規定により副理事長となるものを除く。)  
及び理事である者の任期については、変更後の定款第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 理 由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 めきがき

(定款)

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 役員の数、任期その他役員に関する事項

(7)～(11) [略]

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3、4 [略]

(理事長の任命の特例等)

第71条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。

ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

2～10 [略]